

福井坂井地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会規則

令和5年3月28日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年福井坂井地区広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「条例」とう。)第8条第4項の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査の原則)

第4条 審査会は、条例第8条第2項の規定により、実施機関から諮問された事項について審査する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(弁明書の提出)

第6条 審査会は、実施機関から諮問を受けたときは、当該実施機関に対して、相当の期間を定めて、審査請求に対する弁明書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項に規定する弁明書が提出されたときは、審査請求人にその写しを送付するものとする。

(弁明書に対する意見書)

第7条 審査会は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて前条に規定する弁明書に対する反論等を記した意見書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の意見書が提出されたときは、実施機関にその写しを送付するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 審査会は、審査請求人及び実施機関の職員(以下「審査請求人等」という。)から申し出があったときは、口頭で意見又は説明を述べる機会を与えることができる。

2 審査会は、前項に規定するもののほか必要に応じ、審査する上で必要と認められる者から意見又は説明を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は公開しない。ただし、審査会が必要と認めるときは、公開することができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。